



第4章 温室効果ガスの削減目標

1. 温室効果ガスの削減目標および基準年度の見直しについて

- 前期計画では、目標年度（平成32年度）における温室効果ガス排出量を基準年度（平成2年度）比26%削減するという削減目標を掲げ、地球温暖化対策に関する様々な取り組みを展開してきました。前期計画では、計画の改定にあたって、国内外の温暖化問題を取り巻く状況や社会動向、計画の進捗状況などを踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標および削減目標量の部門内訳を必要に応じて見直しを行っています。
- 本市では、国内外の温暖化問題を取り巻く状況や東日本大震災を契機としたエネルギー問題への関心が高まってきており、本市の温室効果ガス排出状況や前期計画の進捗状況などを踏まえ、温室効果ガスの削減目標および基準年度の見直しを行います。



2. 温室効果ガスの削減目標

(削減目標の基本的な考え方)

後期計画では、本市の温室効果ガス排出量の特性や国内外の温暖化問題を取り巻く状況などを考慮しながら、以下の3つの基本的な考えに基づいて温室効果ガスの削減目標および基準年度を設定します。

● 削減目標の基本的な考え方 ●

～ 国外の温暖化問題を取り巻く状況への配慮 ～

世界的な動向として、G7サミットやCOPで世界の温室効果ガス排出量削減に向けた新たな削減目標や取り組みが示されており、本市においても、これらの削減目標や取り組みへの配慮を図ります

～ 国内の温暖化問題を取り巻く状況と整合 ～

国内の動向として、国は新たな削減目標（平成42年度までに平成25年度比26%削減）や取り組みが示されており、これらと整合を図ります。また、基準年度や森林の吸収量の考え方においても、国と整合を図ります

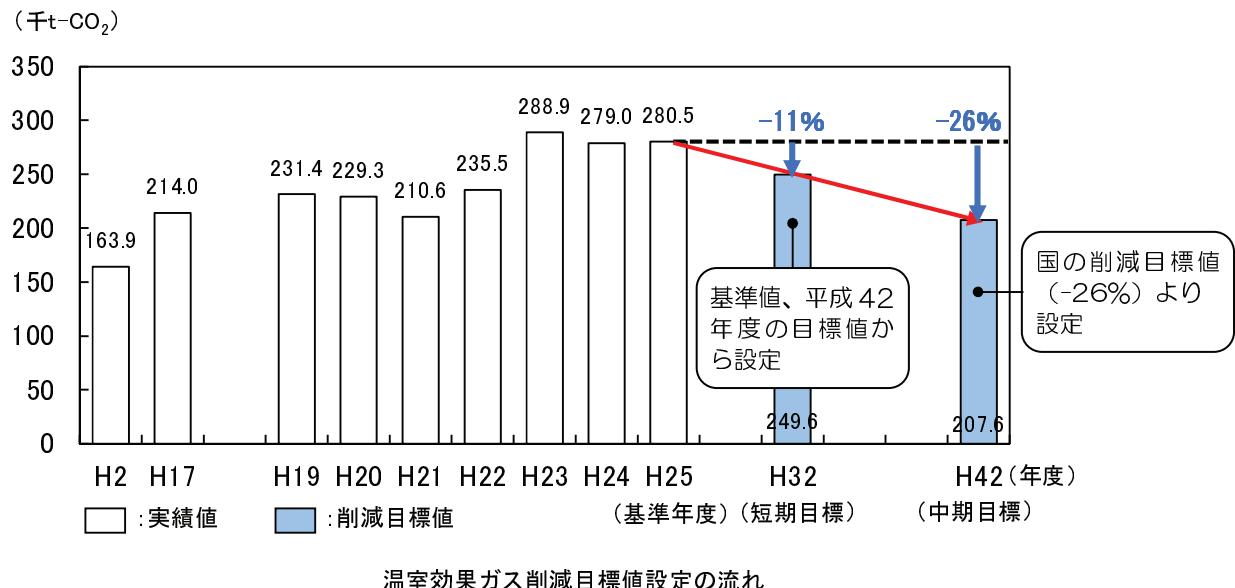
～ 前期計画の進捗状況やエネルギー問題への関心の高まりを踏まえた対応 ～

省エネ化やエコ活動など、地球温暖化対策に関する取り組みが進んでおり、計画期間の中で実現可能な対策内容の検討と温室効果ガス削減量の積上げを行います



(削減目標・基準年度の設定)

- 本市の削減目標および基準年度の設定にあたっては、国の掲げる目標や本市の特性、削減目標の実現性を勘案して設定します。
- 本市の基準年度は、国の基準年度に準じて平成 25 年度とし、短期目標は、中期目標を達成するために平成 32 年度時点で達成しておく数値として設定します。

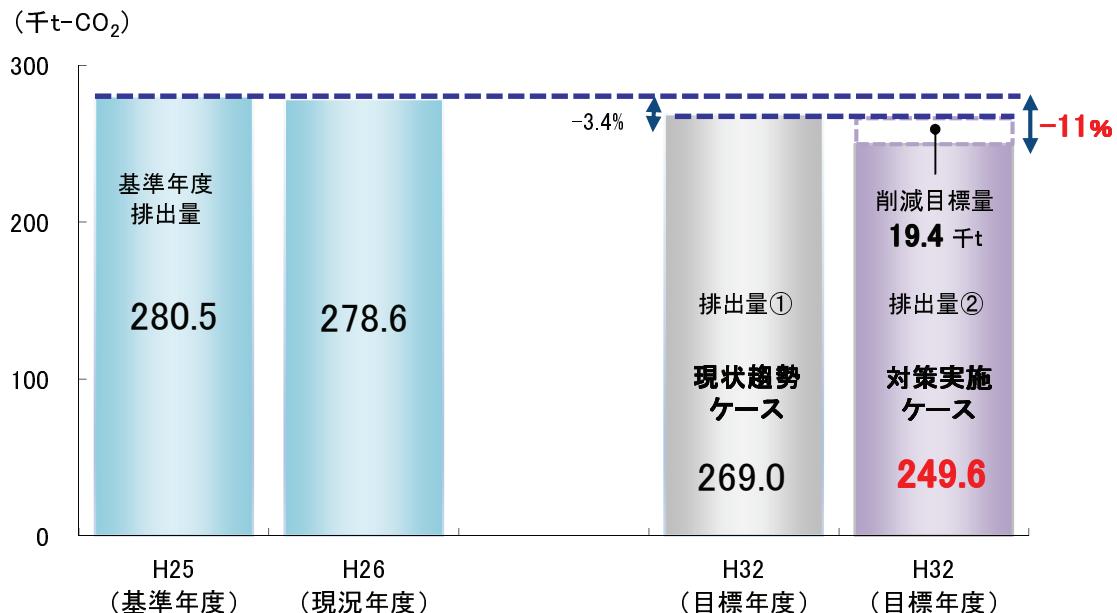


- 区域施策編では、市民・事業者・市の協働により地球温暖化対策を推進し、南丹市域の温室効果ガス排出量を短期目標年度である平成 32 年度までに、基準年度(平成 25 年度)比で 11%削減を目指します。
- なお、森林による吸収については、国に準じて、全吸収量のうち基準年度総排出量の 2.0%分を削減量として見込むこととします。

平成 32 年度における温室効果ガス排出量を
平成 25 年度比 11% 削減します。

※国の目標：平成 42 年度において平成 25 年度比 26% 削減

※京都府の目標：平成 32 年度までに平成 2 年度比 25% 削減



削減目標量の部門別目安

部門名	基準年度 排出量 (H25年度) (千t-CO ₂)	H32年度将来排出量				削減目標量 (①-②) (千t-CO ₂)	
		現状趨勢ケース		対策実施ケース			
		排出量① (千t-CO ₂)	基準年度比 (%)	排出量② (千t-CO ₂)	基準年度比 (%)		
産業	109.1	105.2	-3.6	100.5	-7.9	4.7	
民生業務	32.4	32.1	-1.1	29.4	-9.4	2.7	
民生家庭	46.3	43.8	-5.4	42.0	-9.3	1.8	
運輸	64.7	61.5	-5.0	57.9	-10.6	3.6	
廃棄物・農業	28.0	26.5	-5.3	25.5	-8.9	1.0	
森林による吸収	-	-	-	-5.6		5.6	
合計	280.5	269.0	-4.1	249.6	-11.0	19.4	

※表の数値は端数処理を行っているため、合計が合わない場合があります。

※廃棄物部門・農業部門については、市内バイオマスの利活用による効果も見込みます。

※森林による吸収については、基準年度（平成25年度）排出量の2.0%を計上しています。